

最高裁判所事務総局総務局長書簡の発出について

最高裁判所は、東北地方太平洋沖地震に起因する電気の供給力不足に対応するために実施が予定されている計画停電に関し、平成23年3月15日付けで、仙台高等裁判所長官宛に、下記の書簡を発出しました。

記

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する電気の供給力不足に対応するため、仙台高等裁判所管内の一部の地域において、同月16日から計画停電が予定されています。現時点では、計画停電の実施による裁判事務や交通機関への影響の詳細は明らかではありませんが、停電が計画どおり実施されない場合でも、交通機関が運休することもあります。したがって、交通機関の運休予定を理由とする期日変更申立てに関して柔軟な対応を検討するとともに、当事者、代理人等が期日に出頭しないときも、その不出頭の事由等を十分考慮し、これらの当事者等に対して不当な不利益を負わせることのないように配慮することが必要であると考えられます。

ついては、裁判官その他の関係職員にこの趣旨を適宜の方法によりお伝えいただくようお願いします。